

# 工事請負契約等に係る入札参加停止

建設業法違反行為等の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、下記業者に対し、入札参加停止を行いました。

(1件1者)

## 1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第8号(建設業法違反行為)に該当する。

## 2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者
商号	株式会社鈴木塗装工務店
代表者氏名	代表取締役 鈴木 英之
本店所在地	東京都足立区柳原 2-30-14
停止期間	1か月

## 3 入札参加停止の理由

株式会社鈴木塗装工務店は、他の建設業者から請け負った大阪府内の民間塗装工事において、建設業の許可を受けずに建設業を営む者と建設業法施行令第1条の2に定める金額を超えた額をもって下請契約を締結していた。

このことが建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、令和4年8月30日、関東地方整備局長より、監督処分を受けた。

## 4 停止期間の始期及び終期

令和4年9月17日から令和4年10月16日まで

(参考) 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第8号

措置要件	措置期間
建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上9か月以内